

平成 14 年 1 月 18 日

退職給付制度間の移行等に関する会計処理（公開草案）に対する意見書

全国銀行協会

平成 13 年 12 月 26 日付で企業会計基準委員会から公表された標記公開草案につき、下記のとおりコメントいたしますので、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置の要否について（第 21 項）

企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」の「五 実施時期等」の「2」には、会計基準変更時差異の取扱として、「新たな基準の採用により、従来合理的とされた処理により長期間にわたり累積された影響が一時点に発現することが予想される。したがってこの影響をすべて一時に処理することは、企業の経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪める恐れがある。」とあり、本件確定拠出年金制度への移換も、従前は原則として選択できない方法を新たに選択できると考えると、「新たな基準の採用」と考えることができるので、本件の影響を一時に処理することは期間損益を歪める恐れがある。

この点、本件の影響の中には、昨今の株価下落による年金資産の運用損失が含まれるため、特例措置を認めるべきではないとの見解もあるが、特例措置を適用する場合には、会計上、繰延金額の財務諸表への注記が前提となると考えられ、投資家に対しては繰延処理の会計事実が開示されることからこのような批判は当たらないと解する。

さらに、確定拠出年金制度への移換は「制度終了」という整理であるが、平成 12 年度に退職給付会計が導入され、会計基準変更時差異の償却を開始して間もない段階で、移換により残存部分の一時認識を強いることは、期間損益の歪みを回避するという当初の方針と矛盾する。

したがって、制度間移行による損益への影響額につき一定の年数の繰延処理の許容をお願い致したい。

2. 減額の会計処理について

債務の減額（退職給付の減額）は、従業員厚生への減額となることによるリストラ的な面もあり、その他のリストラ（早期退職制度に伴う割増退職金）等も通常一時費用としていることの平仄より、一時認識も選択できる旨は追加してもよいのではないかと。

3. 退職給付信託の取扱いについて

退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するときの、退職一時金支払いのために設定している退職給付信託の取扱いについて明示して頂きたい。

例えば、退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するときには、制度上、一時に資産を移換することはできないが、その場合には退職給付信託に拠出している株式を事業主に返還しなければならないのかどうか、といった点について明示して頂きたい。

以 上